

電 力 供 給 契 約 書 (案)

令和 9 年度 ・ 令和 10 年度 ・ 令和 11 年度

胆沢第二発電所

岩



手



県



電力供給契約書

岩手県（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）とは、電力の供給について次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 電気事業の使命と公営企業の趣旨にかんがみ、電力供給の責任体制を確立し、公共の福祉に資するため、甲と乙は電力の供給に関してこの契約を締結する。

（供給電力）

第2条 甲は、胆沢第二発電所の試験電力から所内電力を除く全量を乙に供給し、乙はこれを受電するものとする。

- 2 胆沢第二発電所の定格出力は、別表1のとおりとする。
- 3 供給地点ごとの電気方式、周波数、電圧及び力率は別表2のとおりとする。

（電力供給条件）

第3条 乙は、契約供給期間（第15条に定める有効期間をいう。以下同じ。）の全てにおいて、甲から受電した電力を岩手県内へ全量供給するものとする。

- 2 前項の確認のため、乙は、甲から指示があった時は、次の書類を甲に対し提出するものとする。

- (1) 電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号）第2条に規定する発受電月報
- (2) その他、甲が指示する書類

- 3 胆沢第二発電所から供給する電力には、非化石価値等の付加価値（以下「非化石価値」という。）を含むものとするが、「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号）」（以下「エネルギー供給構造高度化法」という。）等の非化石価値に関する法令等に改正があった場合には、甲乙にて協議するものとする。

- 4 甲は、胆沢第二発電所から供給する電力量について、エネルギー供給構造高度化法に基づき非化石価値を取引可能とし、これを乙へ移転させるために必要となる諸手続きを実施するものとする。

（送電時間）

第4条 甲は、試験調整に係る運転停止・出力制限を要する場合には、あらかじめ乙に連絡のうえ、電力の全部又は一部の供給を休止することができるものとする。

- 2 甲は、前項の規定にかかわらず、試験調整上必要な場合若しくは、保安上やむを得な

い事由がある場合には、乙と協議することなく電力の全部又は一部の供給を休止することができるものとする。この場合、甲は、休止後速やかにその旨を乙に通知するとともに、早期復旧に努めるものとする。

(発電所の運転)

第5条 電力の供給に関する運用については、甲乙で協議して定めるものとする。

(供給電力の通知)

第6条 発電見込みの通知方法については、甲乙で協議して定めるものとする。

(供給予定電力量)

第7条 供給予定電力量は、別表3のとおりとし、供給期間中の実際の供給電力量が供給予定電力量に比べて増減がある場合であっても、乙は甲から全量受電するものとする。

2 甲は、供給予定電力量を保証するものではなく、試験調整の進捗、設備不具合その他甲の都合により供給電力量が減少し、又は供給不能となった場合であっても、乙に対して責任を負わない。

(月間供給電力量の計量)

第8条 月間供給電力量の計量は、計量法（平成4年法律第51号）の規定に従った電力量計（取引用電力量計その他計量に必要な付属装置及び区分装置をいう。以下同じ。）により行うものとする。

2 電力量計の検針については、託送供給契約のもと、甲乙協議して決定するものとする。

3 電力量計に故障を生じたとき、その故障時間内における月間供給電力量の算定は、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

(料 金)

第9条 乙が甲に支払う料金は、次に定める電力量料金（非化石価値を含む。）とする。

電力量料金は、第8条の規定により算定された月間供給電力量に次の契約単価を乗じて得た金額とし1円未満は切り捨てるものとする。

契約単価 (1キロワット時につき)	金●●. ●●円 (うち消費税及び地方消費税相当額●. ●●円)
----------------------	-------------------------------------

(料金の支払)

第10条 甲及び乙は、月初に月間供給電力量及び料金算定上必要な事項を確認するものとする。

- 2 甲は、前条の規定により算定された料金を検針日の翌月の 15 日までに乙に請求し、乙は、検針日の翌月末日（以下「支払期日」という。）まで甲に支払うものとする。
- 3 乙は、前項の規定により甲が指定した日までに料金を支払わなかったときは、同日の翌日以降の延滞日数に応じ、年 3 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払うものとする。

（発電側課金の取扱い）

第 11 条 甲及び乙は、発電側課金に関して、一般送配電事業者である東北電力ネットワーク株式会社が定める託送供給等約款の系統連系受電サービスその他の関係規定に基づき対応する。

- 2 発電側課金とは、託送供給等約款に定める系統連系受電サービス料金をいう。
- 3 乙は、甲が負担すべき系統連系受電サービス料金を一般送配電事業者に支払う業務を甲から無償で受託する。
- 4 乙から甲に支払う料金は、第 9 条に規定する料金に、甲が負担すべき系統連系受電サービス料金と同額の料金を加えた額とし、甲が負担すべき系統連系受電サービス料金と相殺するものとする。
- 5 発電側課金に関する制度等に見直しがあった場合は、甲乙協議の上、必要な措置を講ずる。

（記 録）

第 12 条 甲及び乙は、電力供給に関する事項を明確に記録し、それぞれの要求によりその写しを相手方に送付するものとする。

（電気工作物の調査）

第 13 条 甲及び乙は、この契約に基づく電力供給に直接関係ある電気工作物に対し、相手方から調査の要求があった場合は、お互いにその調査に応ずるものとする。

（電力供給開始期日）

第 14 条 この契約による電力供給開始日は、令和 9 年 6 月 21 日とする。

（契約有効期間）

第 15 条 この契約の有効期間は、電力供給開始日から令和 9 年 7 月 4 日までとする。

（供給条件の変更）

第 16 条 甲又は乙は、経済情勢若しくは設備上著しい状況の変化が生じ、又はこの契約により難い事情が生じ、この料金又は供給条件を継続することが適当でないと認めたとき

は、甲乙協議のうえこれを変更することができるものとする。

- 2 天災地変など予想し得ない事態発生のため長期間にわたって供給電力量が著しく減少し、又は送電不能となった場合は、別途甲乙協議のうえ、料金その他の契約内容を変更することができるものとする。
- 3 法改正等により、契約条項変更の必要が生じた場合は、甲乙誠意を持って速やかに協議を行うものとする。

(契約の承継)

第 17 条 乙は、第三者に対しこの契約に基づく権利又は義務を譲渡し、若しくは承継させてはならない。ただし、甲にあらかじめ文書によりその旨を通知し、書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(契約の保証)

第 18 条 乙は、この契約締結と同時に、甲に契約保証金を納付するものとする。ただし、企業局契約規程（平成 6 年岩手県企業局管理規程第 14 号）第 22 条の規定により契約保証金を免除された場合は、この限りではない。

- 2 契約保証金の額は、契約単価と非化石価値単価の合計額に契約有効期間の供給予定電力量を乗じた金額の 10 分の 1 以上とする。

契約保証金	金 ●●●, ●●●円
-------	-------------

- 3 甲は、乙がこの契約による債務の履行を完了したときは、速やかに契約保証金を還付するものとする。
- 4 契約保証金には、利子は付さないものとする。

(託送供給契約)

第 19 条 乙は、発電量調整供給契約のほか、託送供給契約が必要となる場合は、乙の負担で一般送配電事業者と託送供給契約を遅延なく締結するものとし、締結した契約書のうち別途甲が指定する部分の写しを甲に提出するものとする。

(インバランス料金)

第 20 条 計画した供給電力と実際の供給電力の差分（以下「インバランス」という。）を、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成 28 年経済産業省令第 22 号）第 27 条の規定に基づき算定した結果、インバランスに係る料金（以下「インバランス料金」という。）が発生した場合においても、甲は関与しないものとする。

- 2 乙は、甲の原因によるインバランス料金が発生した場合においても、甲に対して金銭及び発電量等の一切の請求を行うことはできないものとする。

(費用の負担)

第 21 条 乙は、甲の施設内に必要な計量器、通信装置その他付属装置（以下「通信装置等」という。）を設置又は変更する必要がある場合は、乙の負担でこれを行うものとする。なお、設置場所及び時期並びに責任分界点等については、甲乙協議の上決定するものとする。

- 2 乙は、契約期間満了後又は必要がなくなった場合は、乙の負担でこれを速やかに撤去し、原状回復を行うものとする。

(契約の解除)

第 22 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。

- (1) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算その他の倒産関連法規に基づく手続（以下、総称して「倒産手続」という。）開始の申立て又は解散の決議を行ったとき。
- (2) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条の 9 の規定により小売電気事業者の登録が取り消されたとき、又は取り消される見込みがあると甲が認めるとき。
- (3) その他この契約等若しくはこの契約等に基づく取引又はこれらに関する乙に係る適用法令の規定に違反したとき。
- (4) 詐欺その他不正の行為をしたとき。
- (5) 次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認

められるとき。

カ 事業を遂行するため必要な物品の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者を物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙がこれに従わなかったとき。

(6) 支払期日までに料金の支払いをせず、その後、督促状により指定された期限までに支払いをしないとき（料金の一部の支払いがなかった場合を含む。）、又はその見込みがないと甲が認めるとき。

(7) 料金の支払いが、支払期日を3回以上遅れたとき、又は2回連続で遅れたとき。

(8) 前各号に掲げるもののほか、この契約条項に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないとき。

2 前項に基づき甲がこの契約を解除した場合において、その事由が乙の責めに帰すべきときは、乙の納付した契約保証金は甲に帰属するものとする。

3 乙は、甲がこの契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったときは、契約を解除することができる。

（談合行為に対する措置）

第23条 甲は、乙がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令を行い、乙が行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条に規定する出訴期間内に行政訴訟を提訴しないとき。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条の規定により課徴金納付命令を行い、乙が行政事件訴訟法第14条に規定する出訴期間内に行政訴訟を提起しないとき。

(3) 乙が、公正取引委員会の命令に対し、独占禁止法第77条の規定により行政訴訟を提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条による刑が確定したとき。

（損害の責任）

第24条 甲又は乙が、電力の供給に関して、自らの責めとなる事由により、相手方又は第三者に損害を与えたときは、その損害を与えた者は、その損害について責任を負うもの

とする。ただし、乙は、試験調整に伴う出力変動、供給停止及び供給電力量の減少等により損害が生じても、甲に賠償を請求しないものとする。

- 2 第 22 条第 1 項又は第 23 条の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、甲に生じた損害を賠償しなければならない。ただし、甲に生じた損害が納付済みの契約保証金若しくは履行保証保険による保険金支払額又は契約保証金に代わる担保により甲が支払いを受ける額を超える場合においては、その差額の損害を賠償するものとする。
- 3 前項の規定により乙が甲に対して賠償する額の算定にあたっては、契約解除日の前日までの料金とその延滞金のほか、甲の逸失利益についても、算定対象とする。
- 4 前項に規定する逸失利益は、次の各号に掲げる額の合計額とする。
 - (1) 第 9 条に規定する料金の契約単価（以下、「現契約単価」という。）に、契約解除日から契約解除に伴い甲と第三者が締結した新しい契約（以下、「新契約」という。）の電力供給開始日の前日までの間の供給予定電力量を乗じた額。
 - (2) 現契約単価と新契約の料金の契約単価（以下、「新契約単価」という。）との差額（新契約単価が現契約単価を下回る場合に限る。）に、新契約の供給開始日から契約有効期間が満了するまでの間の別表 1 の発電所の供給電力量又は供給予定電力量のいずれか大きい量を乗じた額。
- 5 乙は、前各項の賠償金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年 3 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。
- 6 甲は、乙が第 22 条第 1 項のいずれかに該当するおそれがある場合には、あらかじめ乙に対して債権保全のための必要な措置を講じさせることができる。

（賠償額の予定）

- 第 25 条 乙は、第 23 条の各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、契約単価に契約有効期間の供給予定電力量を乗じて得た額の 10 分の 2 に相当する額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。契約有効期間が満了した後に、乙が第 24 条の各号のいずれかに該当することが明らかになったときも同様とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲に生じた損害の額が前項の賠償金の額を超えるときは、乙は、実損害額を甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。
 - 3 乙が、前 2 項の賠償金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年 3 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（守秘義務）

- 第 26 条 甲又は乙は、相手方の了解を得た場合を除き、この契約の履行に当たって知り得

た相手方の機密を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約の期間終了後又はこの契約の解除後においても、同様とする。ただし、法律、条例等により開示が義務付けられている場合で、所定の手続により開示する場合は、この限りでない。

(所轄裁判所)

第 27 条 この契約に関する訴訟については、甲の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

(契約外の事項)

第 28 条 この契約に定めのない事項及びこの契約の条項について疑義を生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、定めるものとする。

この契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、おのおのその 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 岩手県

代表者 電気事業管理者

岩手県企業局長

小島 純

乙 ●●●●

●●●●

●●●●

別表 1

発電所名	定格出力 (kW)
胆沢第二発電所	6, 8 0 0

別表 2

供 給 地 点		電気方式	周波数 (Hz)	電圧 (kV)	力率 (%)
名 称	所 在 地				
胆沢第二発電所	奥州市胆沢若柳字 門ヶ城 6 - 1	交流 3 相 3 線式	50	66. 0	95

別表 3 供給予定電力量

令和 9 年 6 月 21 日 ～ 7 月 4 日 (kWh)	計 (kWh)
165, 000	165, 000